	 施 策	令和5年度の主な施策	進捗状況・実績	次年度取組	今後の方向性
1 手話		1	<u>I</u>		
(1)	県民への手話の講習等を 拡充し、手話やろう者、 盲ろう者等に対する理解 促進	習会の開催	○ 県内各地で、市町村と連携した県民向け手話講習会の開催 (9市町村16回(2月末時点))	○ 県内各地で、市町村と連携した県民向け手話講習会の開催	・市町村との連携した開催が増えてきており、引き続き市町村での手話講習会の開催に向けて働きかける。
	,		○ 手話普及推進イベントの開催 日時:令和5年11月26日(日) 場所:アリオ橋本 延べ約2,500人が参加	○ 手話普及推進イベントの開催日時:令和6年11月23日(土)(予定)場所:アリオ橋本	・小規模のイベントであっても、手話講習会などの実施が図られるよう働きかけていく。・オンラインで開催されるイベントへの参加も検討する。
		○ 高校・大学生向けの取組等、若い世代への働き かけ	○ 県内大学への手話講習会の案内	○ 県内大学への手話講習会の案内	・デフリンピックに併せて作成する動画の 周知を行いつつ手話講習会を案内する 等、案内方法を工夫し取り組んでいく。
				○ (新) デフリンピックの機運醸成に併せたろう 者に対する理解促進の取組 ・デフリンピック選手等の出演する動画の作成 ・YouTube インストリーム広告やトレインビジョ ン、手話講習会、イベント等で動画を活用した周 知を行う。	・デフリンピックが近いことから機運醸成 と併せ日頃手話等に触れる機会が少ない 層へ働きかけていく。
		○ 企業等を対象としたコミュニケーション支援の 実施	○ 企業向けの手話講習会開催○ 企業向けコミュニケーション支援研修について、企業からの相談に対応した(19 件)○ 民間企業と聴覚障がいに関する懇談を実施(8企業)	○ 企業向けの手話講習会開催(地域福祉課から神聴協への委託)○ 民間企業と聴覚障がいに関する懇談実施	・企業向けコミュニケーション支援研修の 周知等、研修依頼の増に取組むととも に、企業からの求めに応じ懇談や相談対 応等により企業における手話や聴覚障が いの理解促進に取り組む。
(2)	子どもたちの学びの中で の手話やろう者、盲ろう 者等に対する理解促進 (再掲)		(同左)	(同左)	(同左)
(3)	各種広報を充実し、手話 の普及啓発を推進	○ 手話推進計画リーフレットの配布	○ (一部新)条例の改正概要チラシを作成し、手 話推進計画リーフレットと併せて手話イベントや 手話講習会等で配布するとともに手話動画も作成 し、条例や計画について周知	ットと併せて手話イベントや手話講習会で配布	・引き続き県ホームページや県のたよりでの各イベントの紹介、手話推進計画リーフレットや条例改正概要の手話講習会やイベント等での配布など、動画での紹介も含めた各広報媒体を活用した取組を進める。 ・既存の方法以外の周知手段について検討する。
		○ 県の広報媒体を活用した普及の実施	○ 手話言語の国際デーに合わせて、手話の PR のため、県庁のライトアップ等を実施(9月)(県のほか、15 市4町でライトアップや手話に関する講演会等を開催)	○ 手話言語の国際デーに合わせて、手話の PR のため、県庁のライトアップ等を実施 (9月)	

	○ ICTを活用した周知手段の検討・実施	 ○ 上記ライトアップに合わせて、県のたよりや SNS 等で周知 ○ 県庁内に手話関連パネルを展示 ○ (新) カナフル TV・KANAGAWA Muffin で手話特集を放送 ○ 防災時の手話に関する動画 (かなチャン TV) の周知 (知事室と連携した取組み) 	SNS 等で周知 ○ 県庁内に手話関連パネルを展示	・手話やろう者について、話題があれば適 宜かなチャン TV (県庁 News 等) で取り 上げるよう引き続き働きかけを行う。
(4) イベント等を活用して、 地域と連携しながら、手 話の普及等を推進	○ 手話普及推進イベントの実施○ 市町村開催のイベントとの連携	 手話普及推進イベントを開催(再掲) 市町村開催のイベントと連携(2市) 市町村と連携した県民向け手話講習会の開催(再掲) (9市町村16回(2月末時点)) 	○ 手話普及推進イベントの開催 (再掲)○ 市町村開催のイベントと連携	・市町村のイベントと連携することにより、県民が実際に手話と出会う機会をつくり、手話の普及推進を図る。また、実施事業については可能な限り地域の当事者団体にも情報を共有・提供できるよう進めていく。 ・各市町村が実施するイベント等の情報共有
2 手話に関する教育及び学習の振興		○ 新 3	○ 並 1 升田 1 〒 「	. 引き体ま 学校での工芸学羽田社の町左
(5) 子どもたちの学びの中で の手話やろう者、盲ろう 者等に対する理解促進		○ 新人生用に「字質教材 『手話を楽しく字は う!』」(リーフレット)を作成し、県立高等学校及び県立中等教育学校の授業等で活用できるように配付するとともに、神奈川県のホームページ「手話に関する情報」に掲載した。 また、同教材を県内公立小学校4年生、県内特別支援学校小学部4年生に配付し、中学1年生にホームページ掲載データを紹介した。(令和5年9月)	学校及び県立中等教育学校の授業等で活用できるように配信するとともに、神奈川県のホームページ「手話に関する情報」に掲載する。また、同教材を県内公立小学校4年生、県内	
	○ 手話学習動画の配信、授業等への活用	○ 授業等での活用を促進するため、手話学習動画 をホームページ「手話に関する情報」で配信した	○ 授業等での活用を促進するため、手話学習動画 をホームページ「手話に関する情報」で配信す る。	
	○ 手話による絵本の読み聞かせの実施	○ 手話による絵本の読み聞かせの実施	○ 手話による絵本の読み聞かせの実施	・手話による絵本の読み聞かせについて、

					効果的な周知に努めていく。
		○ 県立高等学校における手話に関する取組事例集 の作成・周知	○ 令和5年度「手話の取組強化月間」における取組報告をもとに、「令和5年度県立高等学校・県立中等教育学校における手話に関する取組事例集」を作成し、12 月に県ホームページに掲載し		
		○ 子ども向け手話学習用冊子の作成	た。 子ども向け手話学習用冊子の周知・増刷 (2000 部増刷) 	○ 子ども向け手話学習用冊子の周知・増刷	・教育委員会とも連携し、子ども向け手話 学習用冊子データの効果的な周知、配布 に努め、その活用を進める。
(6	5) ろう児及び保護者に対す る乳幼児期からの手話の 習得機会の提供、支援	○ 「聴覚障がい児等手話言語獲得支援事業」(愛称:しゅわまる)におけるろう児への手話獲得機会の提供及びろう児とその保護者への支援	 ○ しゅわまるにおけるろう児への手話言語の獲得機会の提供及びろう児とのその保護者への支援(計23回開催) (活動報告会 3月16日開催) ○ 年齢を分けた対応(0~2歳を対象とした手話交流会「しゅわまるベビークラス」の試行)や広域開催の一部実施 	機会の提供及びろう児とのその保護者への支援	 ・これまでの課題を踏まえて内容を充実し、一部新規事業としており、着実な対応を図る。 ・スタッフの潜在能力を十分活用できるよう適宜研修等を実施し、役割分担を進め、円滑な実施に努める。
		○ 学校での個々の特性に応じた手話等の指導	○各学校において、個別教育計画を踏まえ必要に応 じて手話等のコミュニケーション指導を行った。	○ 引き続き各学校において、個別教育計画を踏ま え必要に応じて手話等のコミュニケーション指 導を行っていく。	
		○ 県聴覚障害者福祉センターでの乳幼児支援や、 県立平塚ろう学校及び相模原中央支援学校の乳幼児相談での取組の実施	 ○ 県聴覚障害者福祉センターの乳幼児支援乳幼児相談 511件(1月末現在)乳幼児支援 延263人(1月末現在) ○ 乳幼児相談では個別相談やグループ相談などを行った。 ○ 県立平塚ろう学校ではグループ相談の中で参加している保護者の方に対して、手話ができる教員や保護者が講師となり、季節の手話などをレクチャーする取り組みも行った。 ○ 相模原中央支援学校では神奈川県聴覚障害者協会の方を講師に、月2回の保護者対象手話学習会を実施した。対象を乳幼児相談の保護者、聴覚障害教育部門としていたが、他の教育部門についても対象を拡大した。 		・聴覚障害障害者福祉センターの乳幼児相談・支援では、オンラインによる実施も含め、早期に必要な支援が受けられるよう、関係機関と連携をより深めながら、相談・支援に取組んでいく。
		○ 早期支援実施機関やその他関係機関への取組の 周知や協力等の働きかけ	○ しゅわまるについて、早期支援実施機関やその 他関係機関への周知(適宜実施)○ 保健福祉事務所担当者会議等での周知	○ しゅわまるについて、早期支援実施機関やその 他関係機関への周知○ 保健福祉事務所担当者会議等での周知	・市町村の母子保健担当課や医療機関などの関係機関への周知や協力依頼等を行い、理解促進を図る。

	○ 聴覚障がい児の早期支援体制の確保に向けた取 組の実施	支援 ・相談支援 511 件 (1 月末現在) ・家族教室 10 回 (4~1 月) 57 家族 165 人参加 ・保育園・幼稚園等の職員向け研修の実施 2回 (6 月、10 月)	 ・神奈川県聴覚障がい児早期支援体制整備推進協議会の開催 ・(一部新)中核機能における聴覚障がい児及びその親への支援 	い児及びその親への支援に取り組んでい く。
(7) 教員向けの手話研修等を充実	○ 教員向け手話研修の実施	 ・「教職員対象手話講演会」実施月を総合教育センター手話月間とし、今年度は12月を総合教育センター手話月間とした。 ・ 5月の手話月間及び12月の総合教育センター手話月間における研修において、「手話に関する取組事例集」紹介チラシを配付した。 5月「初任者研修(高等学校、特別支援学校)」、「新規採用教員研修(幼稚園)」、「5年経験者研修(小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、栄養教諭)」、「15年経験者研修(小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、業養教諭)」 12月「教職員対象手話講演会」、「学校栄養職員研修(新採用、10年経験者)」、「新規採用教員研修(幼稚園)」、「中堅研修(幼稚園)」、「中堅研修(幼稚園)」、「中堅研修(幼稚園)」、「特別支援学級新担当教員研修講座」の中で、障害種別の選択内容として「NISE学びラボ」コンテンツからの受講を設定し、聴覚障害教育概論及び聴覚障害コースのコンテンツによる研修を実施した。(4月10日~5月31日の期間に実施) ・「初任者研修講座(高等学校、特別支援学校、養護教諭)」の中で、体験活動「手話を学ぼう」を実施した。(6月8日・15日に実施) ・「初任者研修講座(特別支援学校)」の中で、県立平塚ろう学校教員の模範授業を実施した。 	中で、県立平塚ろう学校教員の模範授業を実施 する。	・引き続き、手話やろう者への理解促進に向け、教員研修等に取り組んでいく。併せて、手話に関する取組事例集を用いて 今後も発信を行い、啓発に努める。
	○ 教育関係の会議での啓発や情報収集	○ 県立高等学校及び県立中等教育学校対象の第1回教育課程説明会(校長対象、副校長又は教頭対象、総括教諭対象)において、手話の取組強化月間に係る啓発を行い、各学校から手話の取組強化月間報告書を収集した。○ 令和5年度「手話の取組強化月間」に係る「取組報告書」の作成依頼の過程で、「令和4年度県	回教育課程説明会(校長対象、副校長又は教頭 対象、総括教諭対象)において、手話の取組強 化月間に係る啓発を行い、各学校から手話の取 組強化月間報告書を収集する。	

				立高等学校・県立中等教育学校における手話に関する取組事例集」を紹介し、啓発を図った。	県立高等学校・県立中等教育学校における手話 に関する取組事例集」を紹介し、啓発を図る。	
				○ 県立高等学校及び県立中等教育学校の新入生用に作成する「学習教材『手話を楽しく学ぼう!』」(リーフレット)を啓発資料として配付した。	○ 県立高等学校及び県立中等教育学校の新入生用 に作成する「学習教材『手話を楽しく学ぼ	
			○ 手話月間での啓発資料の配付	○ 啓発資料(「5月は手話月間です」)をHPに 掲載し、市町村教育委員会へ周知した。	○ 引き続き、啓発資料(「5月は手話月間です」)をHPに掲載し、市町村教育委員会へ周知する。	
			○ 県立平塚ろう学校における「手話アドバイザー」など、手話による指導力向上に向けた取組の 実施	 ○ ろう教員が手話アドバイザーとして、新転任の教員の授業を参観し、授業での手話表現、幼児・児童・生徒の手話表現の読み取りなど、指導力向上に向けた助言を行った。 ○ 手話アドバイザーが、手話に関わる様々なテーマで動画を作成し、幼児・児童・生徒、保護者、教職員が日常的に視聴することができるようにした。 	ドバイザーとして、新転任の教員の授業を参観 し、授業での手話表現、幼児・児童・生徒の手 話表現の読み取りなど助言を行い、手話による	
				○ ろう・難聴の教員が講師となり、校内の職員対象に「手話学習会」等を実施し、手話に関する理解力向上を図った。	○「手話学習会」等を引き続き実施していく。	
	(8)	日常的に手話を学ぶためのしくみを充実	○ 学習用手話冊子の改定、増刷、配付	○ 学習用手話冊子の増刷、配布 (11,000 冊増刷)○ 子ども向け手話学習用冊子の増刷、配布 (2,000 冊増刷) (再掲)	○ 学習用手話冊子の増刷、配布○ 子ども向け手話学習用冊子の増刷、配布	・これまで作成した手話学習用動画や手話 学習用冊子を効果的に活用するため、活 用例等を情報提供するなど、周知に努め る。
			○ 学習用動画の周知	○ 学習用動画の周知	○ 学習用動画の周知	·J ₀
			○ 手話講習会等の情報提供	○ 手話講習会、絵本の読み聞かせの実績について ホームページに記載	○ 手話講習会、絵本の読み聞かせの実績について ホームページに記載	
3	手話を	を使用しやすい環境の整備				
	(9)	日常生活・社会生活において、手話により情報を 取得し、手話が使用され	○ 民間事業者等での手話講習会の開催	○ 民間事業者等での手話講習会の開催 (17 回実施(2月末現在))	○ 民間事業者等での手話講習会の開催	・手話講習会は、実施状況を確認しつつ、 あまり手話講習会を開催されていない業
		る機会の充実	○ 県職員向け手話講習会の開催	○ 県職員向け手話講習会の開催 (上半期(7月)、下半期(2月)にそれぞれ3 回ずつ計6回開催)	○ 県職員向け手話講習会の開催 (上半期、下半期にそれぞれ3回ずつ、計6回 開催)	種に働きかけを行う。 ・ 県職員向け手話講習会は、今まで手話に触れたことのない職員をメインに開催する。また、手話講習会の有効な周知方法について検討し、実施する。
			○ 中途失聴者・難聴者向け手話学習支援	○ コミュニケーショングループ支援・第1期 5月~10月・第2期 10月~2月	○ コミュニケーショングループ支援に取り組む	・中途失聴者・難聴者向け手話学習支援を継続していく。
			○ パブリックコメントでの手話による意見提出へ の対応	○ パブリックコメントでの手話による意見提出へ の対応 <u>(11 計画実施)</u>	○ パブリックコメントでの手話による意見提出へ の対応	・パブリックコメントの実施に係る動画作成にも引き続き取り組む。なお、意見提出については、来年度も手話での提出が可能となっている。

					・保健福祉関係の計画で着実に対応すると ともに、必要に応じてその他の計画でも 対応できるよう検討する。
		○ 知事記者会見・議会中継等での手話通訳者配置	○ 知事記者会見・議会中継等での手話通訳者配置	○ 知事記者会見・議会中継等での手話通訳者配置	
		○ 手話等を挿入した動画での情報提供	○ 改定手話推進計画について、動画での情報提供○ 改正手話言語条例について、動画での情報提供	○ 改定手話推進計画について、動画での情報提供 ○ 改正手話言語条例について、動画での情報提供	
		○ 県機関での遠隔手話通訳サービスの実施	○ 県機関での遠隔手話通訳サービスの実施 (県出先機関及び県警察の一部の機関)	○ 県機関での遠隔手話通訳サービスの実施 (県出先機関及び県警察の一部の機関)	・県機関等への毎月の周知等、周知の強化 を図っており、引き続き利用を促進す る。
		○ 県聴覚障害者福祉センターホームページでの手 話動画による生活関連情報等の提供	○ 動画配信番組数 <u>419番組(1月末現在)</u>	○ 動画配信に取り組む	・手話動画の作成・配信を充実させてい く。
		○ 県聴覚障害者福祉センターでの手話を挿入した DVD制作及び貸出し		○ DVDの貸出に取り組む	・ニーズに応じたDVDを制作し、貸出し を行っていく。
(10)	自然災害や感染症拡大時 などの非常時に、手話で 意思疎通できる環境の整	○ 救急用・医療機関用コミュニケーションボード の周知	○ 救急用・医療機関用コミュニケーションボード の周知	○ 救急用・医療機関用コミュニケーションボード の周知	・救急用・医療機関用コミュニケーションボード <u>及び災害用コミュニケーションボードの周知を図るとともに、防災や安</u>
	備を促進		○ (新) 災害用コミュニケーションボードの作成	○ 災害用コミュニケーションボードの周知	全、医療等を担っている関係機関に対する手話への理解を広げられるよう手話講習会実施の働きかけを実施 ・避難所等で、非常時にろう者と意思疎通
		○ 遠隔手話通訳サービスなど緊急時対応、感染症 防止対策などの観点からのICT技術の活用の 検討、導入	○ 新型コロナウイルス感染症に係る2次元コードによる遠隔手話サービスの実施○ 防災時の手話に関する動画(かなチャン TV)の	症等) にかかる2次元コードによる遠隔手話 通記サービスの実施	できる環境整備の推進 ・非常時での遠隔手話サービスの活用の検討 ・新型コロナウイルス感染症等に係る2次
			周知(知事室と連携した取組)(再掲)	○ 防災時の手話に関する動画(かなチャンTV)の 周知(知事室と連携した取組)(再掲)	元コードによる遠隔手話サービスについて、その他の危険な感染症等でも利用可能な見直しを図っており、当事者や関係機関、医療機関等への着実な周知を図る。
(11)	手話通訳者、盲ろう者通 訳・介助員などろう者や 盲ろう者等の社会参加に 欠かせない専門人材の計 画的な養成等	○ 手話通訳者の養成	 ● 手話通訳者養成講習会 ・通訳 I 【R4 開始】R5. 10 修了 修了者 11 人 【R5 開始】R6. 1 開講 受講者 13 人 ・通訳 II ・ III 【R4 開始】R5. 11 修了 修了者 10 人 【R5 開始】R5. 11 開講 受講者 11 人 	○ 手話養成講習会の開催	・県が実施する手話通訳者養成講習会の受講対象者は、市町村が実施する手話奉仕員養成講習等である程度の手話を習得している者となるため、市町村に対しても講習受講者の増に努めてもらうよう呼びかけていく。
		○ 要約筆記者の養成	【R 5 開始】 <u>R6.1 修了 修了者 32 人</u>	○ 要約筆記者養成講習会の開催	・引き続き、募集に関する周知の強化を図 りながら、要約筆記者養成講習会を開催 する。

	○ 盲ろう者通訳・介助員の養成	○ 盲ろう者通訳・介助員養成講習会 令和5年9月~12月開催	○ 盲ろう者通訳・介助員養成講習会の開催	・盲ろう者通訳・介助員養成講習会の受講 者募集の際に、大学生等へも周知するな ど、若い年代の受講者増に取り組んでい く。
	手話通訳者、盲ろう者通訳・介助員等の現任研修の実施及び研修内容の充実	○ 手話通訳者現任研修 <u>手話通訳者新人研修会</u> 年間6回(6回実施済) <u>手話通訳者技術研修会</u> 年間13回 (10回実施済 延244人受講) <u>手話通訳者研修会</u> 年間3回(2回実施済)	○ 各種現任研修の開催	・現任者の資質向上のために必要な研修内容を関係団体の協力を得ながら検討し、 企画・実施していく。
		○ 盲ろう者通訳・介助員現任研修 令和5年7月~令和6年2月 9回実施済		
	○ 手話通訳者指導者養成研修の実施	○ 手話通訳者指導者養成研修 令和5年8月~令和6年3月 実施	○ 手話通訳者指導者養成研修の開催	・指導者の養成及び資質向上にも取り組んでいく。
	○ 専門人材の活動環境充実に向けた取組	○ 市町村意思疎通支援担当者研修会の開催(10月、2月)○ 市町村意思疎通支援担当者会議の開催(3月)	○ 市町村意思疎通支援担当者研修会の開催○ 市町村意思疎通支援担当者会議の開催	・会議や研修において、各市町村の意思疎 通支援事業の課題等を共有していく。
(12) 手話通訳者、盲浴 訳・介助員等が浴る機会等を拡充	ろう者通 〇 県事業への手話通訳者、盲ろう者通訳・介助員 派遣され 等の派遣	○ 県事業への手話通訳者、盲ろう者通訳・介助員 等の派遣	○ 県事業への手話通訳者、盲ろう者通訳・介助員 等の派遣	・オンライン開催のイベントにも派遣がされるよう働きかけていく。
SIXATELIANI	○ 市町村、民間機関への手話通訳者、盲ろう者通 訳・介助員等派遣の働きかけ	○ 市町村、民間機関への手話通訳者、盲ろう者通 訳・介助員等派遣の働きかけ	○ 市町村、民間機関への手話通訳者、盲ろう者通訳・介助員等派遣の働きかけ	
	○ 市町村意思疎通支援事業担当者等を対象とした 研修会や会議の実施	○ 市町村意思疎通支援担当者研修会の開催(10 月、2月)(再掲)	○ 市町村意思疎通支援担当者研修会、担当者会議の開催	・市町村意思疎通支援担当者研修において、支援事例等実務レベルの情報共有等によりコーディネータ等の資質向上を図
	○ 専門人材の活動環境充実に向けた取組(再掲のため略)	○ 市町村意思疎通支援担当者会議の開催(3月) (再掲)		るとともに、会議において各市町村の制度における課題等を情報共有していく。